

○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分との範囲の一  
部を改正する件新旧対照条文(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

一〇三 (略)	別表第一	一〇三 (略)	別表第一

番号	整理 業種その他 の区分	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
六〇	(1)	(1)		
一一〇	(2)			
六〇	(1)	(1)		
七〇	(2)	(2)		

総面積が五〇m<sup>2</sup>以上の豚  
房施設を有するものにあ  
つては、第三欄の(1)の  
値は、二〇〇とする。

一〇二 窒素質・りん酸 質肥料製造業	五 部分肉・冷凍肉 製造業又は 肉加 工品製造業	一五	一五	(略)
		一〇	一〇	
		一五	一五	

(一) アンモニア製造工程  
にあつては、第三欄の  
値は、それぞれ同欄の  
順序に従い、四〇、一  
〇、二〇、三〇、四〇とす  
る。(二) アンモニア誘導  
品製造工程にあつては、  
第三欄の値は、それぞれ  
同欄の順序に従い、  
二〇〇、二一〇、二〇〇、  
二一〇とする。(三) 尿  
素製造工程にあつては、  
第三欄の値は、それぞ  
れ同欄の順序に従い、  
二〇〇、二一〇、二〇〇、  
二一〇とする。

現 行

一〇三 (略)	別表第一	一〇三 (略)	別表第一

一〇二 窒素質・りん酸 質肥料製造業	五 肉製品製造業	一五	一五	(略)
		一〇	一〇	
		一五	一五	

(一) アンモニア製造工程  
にあつては、第三欄の  
値は、それぞれ同欄の  
順序に従い、四〇、一  
〇、二〇、三〇、四〇とす  
る。(二) アンモニア誘導  
品製造工程にあつては、  
第三欄の値は、それぞれ  
同欄の順序に従い、  
二〇〇、二一〇、二〇〇、  
二一〇とする。(三) 尿  
素製造工程にあつては、  
第三欄の値は、それぞ  
れ同欄の順序に従い、  
二〇〇、二一〇、二〇〇、  
二一〇とする。

一〇八	(略)	く。 )	から前項までの五箇所を除に項理製	品番号一〇五のまでをもる項のままでを除に項理製	機化學工業(整理業	無機化學工業(整理業	品番号一〇五のまでをもる項のままでを除に項理製	く。 )	一〇八
一〇九									一〇九
一〇五									一〇五
一〇一									一〇一
四〇四									四〇四
(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇、五〇、五〇とす。 )	酸化コバルト製造工	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇、五〇とす。	一〇八
五〇、 二三〇、 四〇、	酸化ジルコニウム製 造工程にあつては、第 三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、 五〇、二一〇とする。	酸化銀製造工程にあ つては、第三欄の値は それぞれ同欄の順序 に従い、五〇、二一〇と する。	イットリウム酸化物 製造工程にあつては、 第三欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 五〇、一二〇、四〇、 一二〇とする。	モリブデン化合物製 造工程(塩析工程を有 するものに限る。)にあ つては、第三欄の値 は、それぞれ同欄の順 序に従い、五〇、五〇、 五〇、五〇、五〇とす。	酸化コバルト製造工 程にあつては、第三欄 の順序に従い、五〇、 五〇、五〇、五〇、五〇と す。	一〇九			
從い、 七〇〇、 八〇〇とす									從い、 七〇〇、 八〇〇とす

一一五 脂肪族系中間物 製造業 (略)	一一二 石油化学系基礎 製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの (略)	一一一 石油化学系基礎 製品製造業でゴム製造工程に係るもの (略)	一〇九 石油化学系基礎 製品製造業で脂族系中間物製造工程に係るもの (略)	
一五 三五 一〇 一五 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。されど青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、第三欄の順序に従い、二七五三〇〇一八〇とする。	一五 一五 一〇 一五 窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。	一五 一〇 一五 窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。	一五 五〇 一〇 一五 窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。	(七) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、六〇とする。
一一五 脂肪族系中間物 製造業 (略)	一一二 石油化学系基礎 製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの (略)	一一一 石油化学系基礎 製品製造業でゴム製造工程に係るもの (略)	一〇九 石油化学系基礎 製品製造業で脂族系中間物製造工程に係るもの (略)	
一五 三五 一〇 一五 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。されど青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、第三欄の順序に従い、二七五三〇〇一八〇とする。	一五 一五 一〇 一五 窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。	一五 一〇 一五 窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。	一五 六〇 一〇 一五 窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇五〇とす。	(七) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、五〇、一六〇、四〇、六〇とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一一〇二 金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	一〇二 金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	一八六 伸線業	一四六 化学工業(整理 番号一〇二の項 から前項までに 掲げるものを除 く。)	一三六 火薬類製造業	一〇 プラスチック製 造業	一五 発酵工業	一七 発酵工業	一七 発酵工業
一五	一五	一五	一五	一五	一〇	一五	一五	一五
四〇	一〇	一〇	一〇	三五	一〇	四〇	一〇	一〇
一〇	一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
(-) 素又はその化合物によ る表面処理施設を設置 するものに限る。) は、 あつては、第三欄の順 序に従い、五、六、五、 四〇、五〇とす る。	(-) 溶融めつき工程 するものに限る。) は、 あつては、第三欄の順 序に従い、五、六、五、 四〇、五〇とす る。							

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一一〇二 金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	一〇二 金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	一八六 伸線業	一四六 化学工業(整理 番号一〇二の項 から前項までに 掲げるものを除 く。)	一三六 火薬類製造業	一〇 プラスチック製 造業	一五 発酵工業	一七 発酵工業	一七 発酵工業
一五	一五	一五	一五	一五	一〇	一五	一五	一五
四〇	一〇	一〇	一〇	六五	一〇	五五	一〇	五五
一〇	一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
(-) 素又はその化合物によ る表面処理施設を設置 するものに限る。) は、 あつては、第三欄の順 序に従い、五、六、五、 四〇、五〇とす る。	(-) 溶融めつき工程 するものに限る。) は、 あつては、第三欄の順 序に従い、五、六、五、 四〇、五〇とす る。							

別表第二					
番号	整理	(略)			
の区分	業種その他				
(1)	(1)	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)	電子部品・デバイス イス・電子回路 製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具 は情報通信機械 器具製造業	一五 三〇 一〇 一五	一五 三〇 一〇 一〇
(2)	(2)				
備 考		<p>(1) 民生用電気機械器具 の化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄(1)の値は、四〇とする。</p> <p>半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の二〇とする。</p> <p>五、順序に従い、二〇、四五とする。</p>			
		<p>(2) ステンレス硝酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)の値は、四〇とする。</p> <p>半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の二〇とする。</p> <p>五、順序に従い、四五、五〇とする。</p>			

別表第二					
番号	整理	(略)			
の区分	業種その他				
(1)	(1)	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)	電子部品・デバイス イス・電子回路 製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具 は情報通信機械 器具製造業を含む	一五 三〇 一〇 一五	一五 三〇 一〇 一〇
(2)	(2)				
備 考		<p>(1) 民生用電気機械器具 の化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄(1)の値は、四〇とする。</p> <p>半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の二〇とする。</p> <p>五、順序に従い、二〇、四五とする。</p>			
		<p>(2) ステンレス硝酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)の値は、四〇とする。</p> <p>半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の二〇とする。</p> <p>五、順序に従い、四五、五〇とする。</p>			

(略)	五 製造業又は肉加 工品製造業	部分肉・冷凍肉	(略)
一〇四 電子回路製造業	二〇	六〇	(略)
一〇五 電子部品・デバイ ス・電子回路 製造業(前項に 掲げるものを除 く。)、電気機 械器具製造業又 は情報通信機械 器具製造業	一〇	一〇	(略)
一五	二五	一五	(略)
(二) 民生用電気機械器具 の化合物による表面処理施設を設置するものとし ては、第三欄の順序に従い、それ同欄の順序に従 う。半導体素子製造工程にあつては、第三欄の順 序に従い、三〇、二〇、一〇、三五とする。			

(略)	五 肉製品製造業	部分肉・冷凍肉	(略)
一〇四 プリント回路製 造業	二〇	六〇	(略)
一〇五 電気機械器具製 造業(前項に掲 げるものを除き く。)、情報通信機 械器具製造業、電 子部品・デバイ ス製造業を含む。	一〇	一〇	(略)
一五	二五	一五	(略)
(二) 民生用電気機械器具 の化合物による表面処理施設を設置するものとし ては、第三欄の順序に従い、それ同欄の順序に従 う。半導体素子製造工程にあつては、第三欄の順 序に従い、三〇、二〇、一〇、三五とする。			